

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を引き上げる等の改正を行うこと。

第二 この政令は、平成二十六年四月一日から施行すること。